

市職員の不適正な事務処理及び
市長の不適切発言等に関する
調査特別委員会

中間報告書（第４回）

令和７年３月２１日

延岡市議会
市職員の不適正な事務処理及び市長の不適切発言等に関する
調査特別委員会

目 次

第 1	調査事件	p. 1
第 2	調査に至った経緯	p. 1
第 3	特別委員会	p. 1
第 4	調査経費	p. 2
第 5	委員会の開催状況	p. 3
第 6	証人の出席等	p. 4
第 7	記録、資料の提出	p. 5
第 8	実地調査の有無	p. 8
第 9	告発等の有無	p. 8
第10	調査結果	p. 9
第11	おわりに	p. 28

第1 調査事件

本市議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項
- (2) 上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に関する事項
- (3) 読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為並びに令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項

なお、本中間報告においては、上記事項のうち(3)の事項に関する中間的な報告を行う。

第2 調査に至った経緯（※上記(3)に関するもの）

本委員会では、令和5年9月29日の本会議において「決議第1号 市職員の不適正な事務処理等に関する調査に関する決議」が可決されたことから、上記調査事件のうち(1)と(2)の項目について、調査を行っていた。

一方で、読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関しては、市議会として、令和6年6月定例会において「決議第4号 延岡市役所ハラスメント問題に関する第三者委員会の設置及び調査を求める決議」を可決し、第三者委員会の設置及び調査を求めたが、同年9月定例会での市当局の答弁などから、市当局が第三者委員会を設置する意図がないことが明らかとなった。

あわせて、令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関しても、市長は「公文書ねつ造」との発言を行い、その後の議員からの一般質問における発言撤回の要求に応じない状況であった。

以上のことから、市議会としては、令和6年10月4日の本会議において「市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会の名称変更及び調査事項の追加に関する決議」を可決し、「読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為並びに令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項」について、本委員会の調査事項に追加し、議会が自ら調査することとしたものである。

第3 特別委員会

1 特別委員会の設置

上記事項の調査は、地方自治法第109条及び延岡市議会委員会条例第4条の規定により委員8人からなる市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。(令和6年10月4日に「市職員の不適正な事務処理及び市長の不適切発言

等に関する調査特別委員会」へ名称変更)

2 調査権限

本議会は、第1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を本委員会に委任する。

3 調査期間

本委員会は、第1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 委員の定数、委員長、副委員長及び委員の氏名（会派名等）

委員定数8名（現員8名）

委員長 北 林 幹 雄 （自民党きずなの会）

副委員長 甲 斐 行 雄 （友愛クラブ）

※令和6年9月17日 委員辞任

小 野 正 二 （公明党市議団）

※令和6年9月19日 副委員長就任

委 員 柴 浩 信 （自民党きずなの会）

宮 田 博 徳 （立憲民主党市議団）

前 田 遼 （友愛クラブ）

※令和6年12月13日 委員就任

梶 本 英 一 （自民党きずなの会）

平 田 信 広 （無会派（日本共産党））

上 杉 泰 洋 （無所属市民の会）

第4 調査経費

(1) 令和5年度分：150万円以内（令和5年9月29日議決）

(2) 決算額

節	内 容	金 額
旅 費	費用弁償（委員、証人）	204,320 円
	職員普通旅費	25,080 円
委託料	弁護士助言業務委託料	465,300 円

	委員会議事録作成委託料	250,800 円
合 計		945,500 円

(3) 令和6年度分：230万円以内（令和6年3月22日当初議決150万円以内、令和6年12月13日変更議決230万円以内）

(4) 決算見込み額（令和7年3月21日現在）

節	内 容	金 額
旅 費	費用弁償（委員、証人）	257,641 円
委託料	弁護士助言業務委託料	900,900 円
	委員会議事録作成委託料	457,380 円
合 計		1,615,921 円

(5) 委員会設立後からの決算見込み額（令和7年3月21日現在）

予算上限額：3,800,000 円

決算見込み額：2,561,421 円

第5 委員会の開催状況（第3回中間報告以降）

回	開催日時	調査の概要
第34回	令和6年12月20日（金） 開会：午後1時00分 閉会：午後1時48分	1 今後の調査の進め方について （1）読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為について （2）令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動について 2 記録の写し等の取扱について
第35回	令和7年1月21日（火） 開会：午後1時00分 閉会：午後1時05分	1 現時点での調査の進捗状況及び確認事項の追加について
第36回	令和7年2月14日（金） 開会：午後3時00分 閉会：午後4時38分	【一部秘密会】 1 調査の進捗状況について 2 今後の調査の進め方について 3 市当局への資料請求について

第 37 回	令和 7 年 2 月 25 日 (火) 開会：午後 1 時 00 分 閉会：午後 6 時 41 分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 今後の委員会の運営について (1) 読谷山市長及び山本副市長への証人尋問の実施について (2) 読谷山市長及び山本副市長への証人尋問の論点について (3) 読谷山市長及び山本副市長への証人尋問の主尋問の内容の決定方法について
第 38 回	令和 7 年 3 月 4 日 (火) 開会：午後 0 時 03 分 閉会：午後 0 時 07 分	1 3 月 7 日 (金) の読谷山市長及び山本副市長に対する証人尋問の延期について
第 39 回	令和 7 年 3 月 13 日 (木) 開会：午後 1 時 00 分 閉会：午後 1 時 49 分	1 令和 6 年 4 月 1 日付け議会事務局職員人事異動に関する市長からの回答文書を受けた対応等について 2 読谷山市長及び山本副市長への証人尋問の実施について
第 40 回	令和 7 年 3 月 18 日 (火) 開会：午後 1 時 30 分 閉会：午後 3 時 12 分	【一部秘密会】 1 令和 6 年 4 月 1 日付け議会事務局職員人事異動に関する市長への再請求に対する回答について 2 委員会の中間報告について
第 41 回	令和 7 年 3 月 21 日 (金) 開会：午前 8 時 58 分 閉会：午前 9 時 16 分	1 委員会の中間報告について 2 令和 7 年度の調査経費に関する決議案の提案について

※ なお、本委員会の調査において、市職員である証人尋問の出席者の特定を防ぐため証人尋問については、委員会を秘密会として開催した。(特に、実際に証人尋問を実施する委員会の開催については、報道関係者以外へは事前の開催を周知しないなどの配慮を行った。)

第 6 証人の出席等

1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

●第 12 回尋問 (令和 7 年 2 月 25 日)

証 人	証言を求めた事項	尋問時間
証 人⑳	・読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関する事項	13 : 03 ～ 13 : 29

証 人⑳	・読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関する事項	13 : 39 ～ 14 : 20
証 人㉑	・読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関する事項	14 : 29 ～ 15 : 04
証 人㉒	・読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関する事項	15 : 12 ～ 15 : 41
証 人㉓	・読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関する事項	15 : 53 ～ 18 : 15

第 7 記録、資料の提出

1 地方自治法第 100 条第 1 項の規定により提出を求めた記録

提出を求めた記録	請求先
○第 8 回請求（令和 7 年 2 月 12 日及び 21 日） 【送付を求める記録】 1. 令和 5 年 8 月 10 日の夕刻に開催された緊急部課長会議における読谷山市長による訓示内容の音声記録（音声データ） 【照会事項】 ◎令和 6 年 4 月 1 日付議会事務局職員人事異動に関する事項 以下の事項に対する読谷山洋司市長の認識について、お示ください。 【現時点での「公文書ねつ造」に対する認識について】 1. 令和 6 年 11 月 21 日付延総務第 482 号で市長より「延岡市議会において調査を行って実態を解明し説明して頂く必要があると考えます」とされた「令和 6 年 4 月 1 日付議会事務局職員人事異動」に関する事項について、令和 7 年 2 月 14 日付けで、議長より同委員会に対して別紙文書（写）のとおり「公文書ねつ造の事実は無かった」との調査・確認結果が報告されました。 つきましては、これまでの「公文書ねつ造と思わざるを得ない」との市長の認識について、同報告文書の内容を受けた現時点において、引き続き「公文書ねつ造と思わざるを得ない」と考えるか、または「公文書ねつ造は行われていなかったと考える」のいずれなのかをお示しください。 上記 1 で「公文書ねつ造は行われていなかったと考える」との回答以外の場合、本市議会として、引き続き本事案に関する調査を進める必要がありますので、以下の照会事項についても、回答をお願いするとともに、請求記録の提出をお願いします。 ※「公文書ねつ造は行われていなかったと考える」との回答の場合は以下の事項への回答及び請求記録の提出は不要です。	延岡市長 読谷山 洋司

【令和7年2月14日付議長名の文書（令和6年11月21日付け延総務第482号の市長の指摘事項に対する議長の調査・確認結果）に対する認識について】

2. 別紙文書の「【延総務第482号での市長の指摘事項について】1. 前段部分について（P2～P3）」において、当時の松田議長が令和6年3月13日時点で「議長に任免権のない総務部の職員に発令を行った事実自体が無い」ことが、以下の根拠を基に指摘されております。

①令和6年3月13日付【延議第787号】の通知内容の根拠となる「令和6年3月11日付起案文書において、「なお、新たに発令する政策・調査係長については、現時点で市長事務局に所属しておりますが、市当局による出向の発令をすでに申し入れているため、内示後に改めて起案いたします。」と記載されていること。

また、同起案文書の2、3ページに記載されている具体的な「辞令（案）」には「事務局長、次長、総務管理監、議事係長」の4名の記載のみで「政策・調査係長」については、起案されていないことから、この時点で、松田議長は議会事務局職員に対して「政策・調査係長任命の起案」を命じておらず、当然、その旨の決裁や発令も行っていなかったこと。

②上記①を踏まえ、令和6年3月13日付【延議第787号】の文中に「なお、発令予定者のうち現在市長部局に所属している職員については、貴職において令和6年4月1日付で議会事務局へ出向する旨を発令いただきますよう、ご配慮をお願いします。」と記載していること。

上記①及び②の議長の指摘を踏まえて「令和6年3月13日付【延議第787号】に『議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている』とのこれまでの指摘について、現時点での市長の認識をお示しください。

なお、現時点においても、引き続き「議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている」との認識で変わりがない場合には、①令和6年3月11日付起案文書には「政策・調査係長を任命する」との記述がないにも関わらず「議長が総務部の職員に発令を行った」とする具体的根拠、②令和6年3月13日付【延議第787号】の「なお、発令予定者のうち現在市長部局に所属している職員については、貴職において令和6年4月1日付で議会事務局へ出向する旨を発令いただきますよう、ご配慮をお願いします。」との記述について、市長は具体的にどのように解釈したのかの2点についてお示しください。

3. 別紙文書の「【延総務第482号での市長の指摘事項について】2. 後段部分について（P2～P4）」中の「当時の議長が通常業務を全く行うことができなかった状況」との点について、別紙文書中の当時の松田議長の職務遂行状況に関する議長の指摘を踏まえて、現時点での市長の認識をお示しください。

なお、現時点においても、引き続き「当時の議長が通常業務を全く行うことができなかった状況」との認識で変わりがない場合には、①議長が議長室に登庁し、協議・決裁を行うことは議長の「通常業務」に当たらないのか。②市長又は市当局の職員が当時の松田議長の執務状況について、松田議長本人や議会事務局職員等に確認を行っているのか（確認を行っている場合、誰が誰に対して確認を行っているのか）

の2点についてお示しください。

4. 別紙文書の「【延総務第482号での市長の指摘事項について】2. 後段部分について(P2～P4)」中の「議長の権限が付与されていない」との点について、別紙文書中の「議長の事故ある時の副議長の職務代行」に関する議長の指摘を踏まえて、現時点での市長の認識をお示しください。

なお、現時点においても「議長の権限が付与されていない」との認識で変わりがない場合には、①「議長の権限が付与されていない」との指摘の法的根拠、②市長が本会議で発言されている「議長の職務代理者」の法的根拠の2点をお示しください。

5. 別紙文書の「【延総務第482号での市長の指摘事項について】2. 後段部分について(P2～P4)」中の「守秘義務も課せられていない当時の副議長が関与して(中略)疑問に思わざるを得ない」との点について、別紙文書中の「議長及び副議長の守秘義務」に関する議長の指摘を踏まえて、現時点での市長の認識をお示しください。

なお、現時点においても「守秘義務も課せられていない当時の副議長が関与して(中略)疑問に思わざるを得ない」との認識で変わりがない場合には、①「議長と副議長の法的な守秘義務の違い」及び②「議長に事故ある時に、副議長以外の誰が議会事務局人事に関与すべきなのか」をあわせて、お示しください。

【令和6年11月21日付延総務第482号による提出資料(市の顧問弁護士との協議内容が確認できる記録等)に関する確認事項】

6. 令和6年11月21日付延総務第482号で提出された「市の顧問弁護士との協議内容が確認できる記録等」では、市と顧問弁護士との間において「令和6年3月13日付【延議第787号】に『議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている』ことに関する協議を行ったことが確認できる協議記録がありませんが、市長の「議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている」との指摘については、市の顧問弁護士の見解を確認した上での指摘でしょうか。(市の顧問弁護士も同じ見解でしょうか。)

仮に、顧問弁護士の見解が市長の見解と異なっている場合には、顧問弁護士の見解をお示しください。また、そもそも顧問弁護士の見解を確認していない場合には、改めて顧問弁護士への照会を行い、その結果をお示しください。

【「ねつ造と思わざるを得ない」との見解に至った経緯や時期等に関する確認事項】

7. 市長の「ねつ造と思わざるを得ない」との指摘については、口頭での発言のみで、議長に対して文書での指摘がありません。①そもそも市当局において「ねつ造と思わざるを得ない」との見解が文書で起案・決裁されているのかお示しください。(起案・決裁文書が存在する場合には、地方自治法第100条第1項に基づき記録として送付を求めます。)

また、起案・決裁を行っていない場合には、②いつの時点で、どのような経緯で「ねつ造と思わざるを得ない」との見解に至ったのかお示してください。 〈送付を求める記録（再掲を含む）〉 1. 「令和6年3月13日付【延議第787号】に『議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている』との市長の認識」に関する市顧問弁護士との協議記録（または市顧問弁護士の見解が記載されている書面等） 2. 令和6年4月1日付議会事務局職員人事に関して、市当局において「議長名で作成された文書が『ねつ造と思わざるを得ない』との見解に至った理由や経緯等」が分かる起案・決裁文書等	
○第9回請求（令和7年3月13日） 令和7年2月21日付け第8回請求で請求及び照会した事項と同一内容及び下記追加事項 〈送付を求める記録〉 1. 「令和6年3月18日付け【延職第850号】市議会事務局職員の人事について」の文書を発出する際の起案・決裁文書 〈照会事項〉 以下の事項に対する読谷山洋司市長の認識について、お示してください。 【「公文書ねつ造」に対する認識について】 1. 「公文書ねつ造と思わざるを得ない」との市長の認識について「『誰が』捏造を行ったと思わざるを得ない」と考えているのか。 2. 市長の「公文書ねつ造と思わざるを得ない」との発言について、本委員会において、「市長は本心で『ねつ造』と思っているのではなく、『3月13日付け【延議第787号】の文書は法解釈上あり得ない文書であり、ねつ造と思わざるを得ないほどおかしいですよ』との趣旨の強烈的皮肉を言っただけではないか」との意見があるが、その指摘について、どのように考えるか。（本心ではなく皮肉を言っただけなのか。）	

第8 実地調査の有無

（1）記録の分析

市長等から本報告書「第7 記録、資料の提出」に記載の記録、資料一式の提出を求め、その分析を行った。

（2）実地調査

なし

（3）証人尋問の実施

令和7年2月25日（第37回委員会）において、5人に対して地方自治法第100条第1項の規定による証人尋問を実施した。

なお、5人の証人については、出頭拒否や証言拒否はなかった。

第9 告発等の有無

なし

第 10 調査結果

その 1：総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項

総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項についての調査結果は、これまでの中間報告により最終的な報告は終了しているが、前回（令和 6 年 12 月 13 日）の中間報告において、下記の指摘を行っている。

【令和 6 年 12 月 13 日付け中間報告書 P17】

本件公物窃取事案については、令和 6 年 11 月 12 日に市当局から「宮崎地方検察庁から処分内容の通知があり、公物窃取を行なった職員は起訴処分となった」との報告が行われ、その後、市当局は同事実の報道機関等への公表を行った。

市当局の公表後、新聞等で報道された内容では「起訴状によると元職員は、令和 4 年 3 月から令和 5 年 3 月ごろまでの間、本市が管理するカメラ用望遠レンズや液晶モニターディスプレイなど 4 点を窃取した罪で略式起訴され、罰金刑の略式命令を受けた。」とされていることから、令和 3 年度中に本件公物窃取が行われていたことが推察される。

本件については、略式起訴及び略式命令が行われており事件が終結しているため、市当局においては、検察庁で刑事記録を閲覧し、起訴事実を把握することが可能であると考ええる。

よって、市当局においては、刑事記録の閲覧により事実関係を把握した上で、令和 3 年度の当該職員の在籍課における備品管理の状況や当該職員の上司となる管理監督者の管理責任等について、改めて検証を行い、その検証結果については、遅滞なく議会に報告して頂きたい。

あわせて、令和 5 年度の事案発覚後の市当局による調査の過程において、当初の総務課法制係の当該職員に対する事情聴取の中で「令和 3 年度中に公物窃取を行った可能性を示唆する発言」があったにも関わらず、その後の職員課の事情聴取において「令和 3 年度の当該職員の在籍課の他の職員に事情聴取を行わなかったこと」や、「令和 3 年度の当該職員の在籍課の管理監督者と関係性の高い職員が事情聴取を行ったこと」の妥当性についても検証及び報告を行って頂きたい。

上記指摘事項のうち「検察庁で刑事記録を閲覧し、起訴事実を把握すること」については、議会事務局職員も行うことが可能であったため、同職員に記録の閲覧を行わせた結果、窃取された物品の売却時期などにより、令和 3 年度中（令和 4 年 3 月）に公物窃取が行われていたことを確認した。

一方で、市当局からは、本報告書作成時まで、上記指摘事項に関する議会（本委員会）

への報告は行われていないので、今後、早急に報告を行うよう委員会として強く要望する。

その2：読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関する事項

本委員会では、令和6年10月4日の本会議において決議第5号が可決され「読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為」が本委員会の調査事項に追加されて以降、既存の調査事項の調査を優先しながら、下記のとおり本件に関する調査を進めてきた。

なお、本件に関する調査結果については、今期定例会において最終的な報告を行うことを念頭に調査を進めてきたが、令和7年3月7日に予定していた読谷山市長及び山本副市長への証人尋問を両氏の都合により延期したこともあり、最終的な報告については、次回以降の報告において行いたい。

【これまでの調査の経緯等】

1 アンケート調査等

職員に対するアンケート調査は、令和6年11月15日から12月3日まで実施し、職員670人、元職員13人から回答があった。

①アンケート調査の内容

- ア 「令和5年8月10日の緊急部課長会議での発言（ボウフラ発言）」に関する調査
- イ 「男性性器の俗語発言」に関する調査
- ウ 「更年期障害発言」に関する調査
- エ 「その他のハラスメントと捉えられる発言や行為」、「不適切と捉えられる発言や行為（業務上の指示を含む）」などに関する調査

②アンケート回答内容に関する追加調査（書類での調査）

アンケート調査の回答者のうち「市長からハラスメントに該当する何らかの言動や行為を受けた」可能性がある職員で氏名が把握できた21名（実名回答者10名、他者からの実名掲載者11名）に対して、書類により追加の調査を行った。（対象者21名全員から回答が得られた。）

2 職員に対する尋問（令和7年2月25日実施）

上記の書面による追加調査を行った21名のうち「証人尋問に出頭を要求された場合には出頭しても良い」との意向を示した5名に対して、証人尋問を行った。

3 読谷山市長、山本副市長に対する尋問（令和7年3月28日実施予定）

上記「これまでの調査の経緯等」に記載のとおり、地方自治法第 100 条に基づき、職員に対するアンケート調査（追加調査を含む。）及び職員に対する尋問を実施し、3 月 7 日には読谷山市長及び山本副市長に対し尋問を実施することで合意していたが、「業務多忙である」との両氏からの意向により同日に実施できなかったため、証人尋問が 3 月 28 日に延期された。

本来は、今回の中間報告においては、職員のアンケート調査結果や尋問結果だけではなく、読谷山市長及び山本副市長に対する尋問の結果を踏まえた内容を報告することを予定していたが、それが実現できなかった。

本調査事項に関して、現段階で報告できる内容は次のとおりである。

(1) アンケート調査結果

上記 1-①-エ「その他のハラスメントと捉えられる発言や行為」、「不適切と捉えられる発言や行為（業務上の指示を含む）」の項目に対する回答数

項 目	職員数
パワーハラスメントと捉えられる市長の発言や行為があった（聞いたことがある）との回答を行った職員数	403 人
セクシュアル・ハラスメントと捉えられる市長の発言や行為があった（聞いたことがある）との回答を行った職員数	149 人
不適切と捉えられる市長の発言や行為（業務上の指示を含む）があった（聞いたことがある）との回答を行った職員数	263 人

(2) 職員に対する尋問

令和 7 年 2 月 25 日に 5 名の証人に対して実施（本報告書 P 4～5 のとおり）

その 3：令和 6 年 4 月 1 日付け議会事務局職員人事異動に関する事項

本委員会では、令和 6 年 10 月 4 日の本会議において決議第 5 号が可決され「令和 6 年 4 月 1 日付け議会事務局職員人事異動に関する事項」が本委員会の調査事項に追加されて以降、既存の調査事項の調査を優先しながら、下記のとおり本件に関する調査を進めてきた。

【市長側、議会側の双方の見解の確認】

1. 市長に対して、下記事項の照会及び証拠、記録等の提出を請求した。(令和6年11月1日付け「延議第582号」)

〈照会事項〉

以下の事項に対する読谷山洋司市長の認識について、お示してください。

1. 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関して、議会事務局職員が議長名の公文書を捏造したとする根拠
2. 具体的にどの公文書が捏造されているのか。

〈送付を求める記録〉

1. 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関して、議会事務局職員が議長名の公文書を捏造したとする証拠
2. 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関して、市の顧問弁護士との協議内容が確認できる記録等（メールでの照会やメモ等も含む）

2. 令和6年11月1日付け「延議第582号」による請求に対する市長からの回答内容（令和6年11月21日付け「延総務第482号」による回答）

(※①～⑤の番号と下線については、論点を明確化させるために本委員会において記入した。)

〈照会事項に対する回答〉

1. 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関して、議会事務局職員が議長名の公文書を捏造したとする根拠

【回答内容】

当方は「ねつ造した」とは申し上げておらず、①令和6年3月13日に当時の議長名で、議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されており、議員経験の長い、当時の議長が地方自治制度を全くご理解されていないことはありえないと思いますので、ねつ造と思わざるを得ないと申し上げたものであります。

また、そもそも議会事務局職員の任免権は議長にあり、議会事務局職員にはなく、議会事務局職員はあくまでも議長の考えに基づく処務を行う立場である上、②当時の議長が議長としての通常業務を全く行うことができなかった状況の中、③議長の

権限が付与されておらず④守秘義務も課せられていない当時の副議長が関与して、異例かつ地方自治法・地方自治制度を無視して行われた発令は、果たして適正に業務が行われた上で行われたことになるのか、疑問に思わざるを得ないところであります。

2. 具体的にどの公文書が捏造されているのか。

【回答内容】

当方は「ねつ造されている」とは申し上げておりませんので、具体的にどの公文書がねつ造されているのかについて回答することにはなりません。

なお、ねつ造と思わざるを得ないと申し上げた理由等は、上記1に対する回答のとおりです。

〈送付を求める記録〉

1. 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関して、議会事務局職員が議長名の公文書を捏造したとする証拠

【回答内容】

当方は「ねつ造した」とは申し上げておりませんので、当方は証拠等を有しておりません。

当方が上記1に対する回答で、ねつ造と思わざるを得ない理由等を示していますが、その点については、⑤延岡市議会で調査を行って事態を解明し説明していただく必要があると考えております。

2. 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関して、市の顧問弁護士との協議内容が確認できる記録等（メールでの照会やメモ等も含む）

【回答内容】

※市顧問弁護士との協議内容が記載された記録4点が提出された。

（同記録については、市当局等の意向により本報告書には添付していない。）

3. 本委員会としては、上記（令和6年11月21日付け「延総務第482号」）により本件に関する市長の見解が示されたことから、次の段階として、議長に対して「松田前議長を含めた議会側の見解」を同じく文書により、本委員会に提出することを求めた。

議長からは、令和7年2月14日付で以下の内容が文書で示された。

〈松田前議長も含めた議会側の見解〉

【延総務第 482 号での市長の指摘事項について】

1. 前段部分について

市長が「あり得ない」と指摘しているとおおり、当時、松田満男議長が「地方自治制度を理解していない」という事実は全くなく、逆に、制度を理解した上での一連の行動でした。

その根拠を示します。

市長が「議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている」と指摘している文書は、令和 6 年 3 月 13 日付『【延議第 787 号】令和 6 年 4 月 1 日付議会事務局職員の人事異動発令について』との通知文書であります。同文書を市長宛に発出する前、具体的には、令和 6 年 3 月 11 日に同文書の根拠となる「令和 6 年 4 月 1 日付 議会事務局職員の人事異動発令について」との起案文書を松田議長の命により議会事務局職員が起案し、翌 3 月 12 日に議長が決裁しております。

その文書の起案要旨には「地方自治法第 138 条第 5 項の規定により、議長の命により、令和 6 年 4 月 1 日付議会事務局職員の人事異動を別添のとおり発令いたします。なお、新たに発令する政策・調査係長については、現時点で市長事務局に所属しておりますが、市当局による出向の発令をすでに申し入れているため、内示後に改めて起案いたします。また、現議会事務局長についても、市当局の内示後に改めて起案いたします。」と記載しております。

また、同起案文書の 2、3 ページに具体的な「辞令（案）」を記載しておりますが、「事務局長、次長、総務管理監、議事係長」の 4 名の記載のみで「政策・調査係長」については、起案されておられません。

繰り返しになりますが、当時、松田議長は「市長部局に所属する職員を政策・調査係長に発令するためには、まずは、市長の『議会事務局へ出向を命じる』旨の発令が必要である」ことを理解していたので、令和 6 年 3 月 11 日付の起案には、政策・調査係長の任命は含まず、同係長に関する発令の起案は、人事異動の内示により「市長が当該職員を議会事務局に出向させる意思がある」ことを確認した後に行うこととしておりました。

したがって、令和 6 年 3 月 13 日付【延議第 787 号】の通知文書を発出する時点で、松田議長は議会事務局職員に対して「政策・調査係長任命の起案」を命じておらず、当然、その旨の決裁や発令も行っていなかったことが事実であります。

これらのことから、市長の「議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている」との指摘は、事実と異なるものであります。

さらに、このことについては、令和6年3月13日付の文書中に「なお、発令予定者のうち現在市長部局に所属している職員については、貴職において令和6年4月1日付で議会事務局へ出向する旨を発令いただきますよう、ご配慮をお願いします。」と記載していることから、明白であります。

仮に、松田議長が地方自治制度を理解せずに、この時点で「政策・調査係長を任命した」との認識であれば、この部分の表現を記載する必要はなく、逆に「市長が当該職員の議会事務局への出向を発令しなければ、自身は政策・調査係長に任命できない」ことを理解していたので「出向の発令の配慮を求めた」ものであります。

2. 後段部分について

後段の部分については、事実誤認や地方自治法及び地方自治制度を誤って解釈している箇所があります。

まず、「当時の議長が通常業務を全く行うことができなかった状況の中」の部分については、事実誤認であります。

当時、対外的な公務や本会議の運営は副議長が代行しておりましたが、自宅からの通院療養中は、必要に応じて議長室に登庁し、協議・決裁を行ったり、緊急に決裁が必要な案件については、副議長や議会事務局職員が松田議長の自宅に出向き協議・決裁を行っておりました。

さらに、入院中も病室でのスマートフォンの使用が可能であったため、診察や治療時以外には、常時、副議長や議会事務局職員と連絡がとれる体制にあり、必要な協議や職務上の指示を行っておりました。

市長が指摘する「通常業務」が具体的に何を示すのかは分かりませんが、松田議長が「通常業務を全く行うことができなかった状況」というのは事実誤認であります。

なお、この件については、市長本人又は市長部局の職員から議会事務局等への確認や問い合わせは行われておりませんので、市長は当時の松田議長の執務状況を全く確認せずに、事実誤認の指摘を行っていると言わざるを得ません。

次に「議長の権限が付与されておらず守秘義務も課せられていない当時の副議長が関与して」の部分のうち「議長の権限が付与されていない」との点についてであります。

この件については、市長が何を根拠に「副議長に議長の権限が付与されておらず」と

指摘しているのかが不明ですが、令和6年6月定例会の平田信広議員の一般質問に対する答弁において「さらに、地方自治法第106条で、議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を行うことが規定されているが、今回、これらの文書は副議長の職務代理者としての文書ではなく、議長名で作成されており、これに対しても疑問を拭き切れていない」と、さらに同議員の12月定例会の一般質問に対する答弁において「議長の権限は、副議長に職務権限者の代行をするという手続きは一切されていないので、本来、副議長は人事に関与してはいけいはずだが」との発言されていることから、市長の指摘はこの認識に基づくものと推察します。

市長の指摘のとおり、副議長は、地方自治法第106条第1項において「議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときに議長の職務を行う」とされておりますので、議長の事故のとき、副議長は当然に議長と同一の職務を行う権限を持つこととなります。

一方で、地方自治法には、「議長の職務代理者」に関する規定はなく、行政実例（昭和27年9月18日）では「副議長はその名において議長としての職務を行うものであり、特別の名称を付する必要はない」とされております。

つまり、議長の事故のとき、副議長は「職務代理者」を名乗ることなく議長の職務を行うこととなり、その際、議長の権限を代行するための特段の手続きを行うことは必要ありません。そのため仮に市長が指摘するような「職務代理者」としての文書を発出した場合には、地方自治法に全く根拠の無い文書となってしまいます。

以上のことから、当時の副議長に「議長の権限が付与されておらず」との市長の指摘は事実と異なるものであります。

次に同じく「議長の権限が付与されておらず守秘義務も課せられていない当時の副議長が関与して」の部分のうち「守秘義務も課せられていない」との点についてであります。

市議会議員には、秘密会の議事漏洩に関する以外の守秘義務は課せられておりませんので、市長の指摘のとおり副議長には法的な守秘義務は課せられておりません。しかしながら、これは議長も含めた市議会議員全員に共通しており、議長のみ特別な守秘義務が課せられている訳ではありません。（ただし、法的な守秘義務が課せられていないとしても、市議会議員に倫理上の守秘義務があることは、全ての議員が承知しているものと考えます。）

市長がどのような意図でこのような指摘を行ったのか分かりませんが、法的な守秘義務のない副議長が関与できないとなれば、同様に議長も関与できないことになり、結果として議会事務局職員の人事の発令に正副議長が関与できないこととなります。

次に「異例かつ地方自治法・地方自治制度を無視して行われた発令は、果たして適正に業務が行われたことになるのか、疑問に思わざるを得ないところであります。」について、そもそも市長が指摘する「令和6年3月13日に当時の議長名で、議長に任免権のない総務部の職員に発令を行う」との事実はありません。その根拠は前述のとおりです。

以上の説明のとおり、令和6年4月1日付議会事務局職員人事異動に関して、市長が指摘するような「公文書ねつ造」との事実は一切ないことを確認しました。

【松田満男前議長の見解】

今回の調査・確認にあたって、前述の事実関係に加えて、改めて松田前議長の下記の見解を確認しました。

- 副議長や議会事務局職員には、当初から自分の意向に沿った対応を行ってもらっており、全ての起案文書や通知文書等の内容も自分の指示に基づいたものである。
- 市長が指摘している令和6年3月13日付の通知文書についても、その段階で総務部職員に発令を行った事実はない。
- 通知文書の根拠となる3月11日付の起案文書を見てもえれば一目瞭然であるし、市長からの出向辞令が発令されなければ、自身が発令できないことを認識していたので、市長に対して「出向の発令の配慮を求めた」ものである。
- そもそも自分以下、関係者全員が犯罪行為である『公文書ねつ造』を行う理由も必要性も全くない。
- なぜ、市長は、このような理解に苦しむ根拠に基づき、公の場において犯罪行為である「公文書ねつ造」との発言を行うのか理解できない。
- 副議長や議会事務局職員の名誉のために改めて「今回の議会事務局職員人事異動に関して、公文書ねつ造は一切行われていなかった。文書の決裁権者である自分が断言するのだからこれ以上の事実はない」ことを断言しておく。
- 市長に対しては「公文書ねつ造」との発言の撤回と謝罪を求めたい。

4. 委員会としては、上記（令和7年2月14日付け議長名文書）により市長の見解に対する議会側の見解が示されたことから、令和7年2月21日付け延議第871号により市長に対して「これまでの『公文書ねつ造と思わざるを得ない』との認識について、議長からの報告文書の

内容を受けた現時点において、引き続き「公文書ねつ造と思わざるを得ない」と考えるか、または「公文書ねつ造は行われていなかった」と考えるかのいずれなのかを確認するとともに、「公文書ねつ造は行われていなかったと考える」との回答以外の場合、議長の見解に対する市長の見解についても回答及び記録の提出を請求した。（現時点での市長の認識が「公文書ねつ造は行われていなかったと考える」の場合には、後段の回答は不要とした。）

○地方自治法第 100 条第 1 項に基づき送付を求める記録及び照会事項

◎令和 6 年 4 月 1 日付議会事務局職員人事異動に関する事項

〈照会事項〉

以下の事項に対する読谷山洋司市長の認識について、お示してください。

【現時点での「公文書ねつ造」に対する認識について】

1. 令和 6 年 11 月 21 日付延総務第 482 号で市長より「延岡市議会において調査を行って実態を解明し説明して頂く必要があると考えます」とされた「令和 6 年 4 月 1 日付議会事務局職員人事異動」に関する事項について、令和 7 年 2 月 14 日付けで、議長より同委員会に対して別紙文書（写）のとおり「公文書ねつ造の事実はない」との調査・確認結果が報告されました。

つきましては、これまでの「公文書ねつ造と思わざるを得ない」との市長の認識について、同報告文書の内容を受けた現時点において、引き続き「公文書ねつ造と思わざるを得ない」と考えるか、または「公文書ねつ造は行われていなかったと考える」のいずれなのかをお示してください。

上記 1 で「公文書ねつ造は行われていなかったと考える」との回答以外の場合、本市議会として、引き続き本事案に関する調査を進める必要がありますので、以下の照会事項についても、回答をお願いするとともに、請求記録の提出をお願いします。

※「公文書ねつ造は行われていなかったと考える」との回答の場合は以下の事項への回答及び請求記録の提出は不要です。

【令和 7 年 2 月 14 日付議長名の文書（令和 6 年 11 月 21 日付け延総務第 482 号の市長の指摘事項に対する議長の調査・確認結果）に対する認識について】

2. 別紙文書の「【延総務第 482 号での市長の指摘事項について】1. 前段部分について（P 2～P 3）」において、当時の松田議長が令和 6 年 3 月 13 日時点で「議長に任免権のない総務部の職員に発令を行った事実自体が無い」ことが、以下の根拠を基に指摘されております。

①令和 6 年 3 月 13 日付【延議第 787 号】の通知内容の根拠となる「令和 6 年 3 月 11 日付起案文書において、「なお、新たに発令する政策・調査係長については、現時点で市長事務部局に所属しておりますが、市当局による出向の発令をすでに申し入れているため、内示後に改めて起案いたします。」と記載されていること。

また、同起案文書の 2、3 ページに記載されている具体的な「辞令（案）」には「事務局長、次長、総務管理監、議事係長」の 4 名の記載のみで「政策・調査係長」については、起案されていないことから、この時点で、松田議長は議会事務局職員に対して「政策・調査係長任命の起案」を命じておらず、当然、その旨の決裁や発令も行っていなかったこと。

②上記①を踏まえ、令和 6 年 3 月 13 日付【延議第 787 号】の文中に「なお、発令予定者のうち現在市長部局に所属している職員については、貴職において令和 6 年 4 月 1 日付で議会事務局へ出向する旨を発令いただきますよう、ご配慮をお願いします。」と記載していること。

上記①及び②の議長の指摘を踏まえて「令和 6 年 3 月 13 日付【延議第 787 号】に『議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている』とのこれまでの指摘について、現時点での市長の認識をお示しください。

なお、現時点においても、引き続き「議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている」との認識で変わりがない場合には、①令和 6 年 3 月 11 日付起案文書には「政策・調査係長を任命する」との記述がないにも関わらず「議長が総務部の職員に発令を行った」とする具体的根拠、②令和 6 年 3 月 13 日付【延議第 787 号】の「なお、発令予定者のうち現在市長部局に所属している職員については、貴職において令和 6 年 4 月 1 日付で議会事務局へ出向する旨を発令いただきますよう、ご配慮をお願いします。」との記述について、市長は具体的にどのように解釈したのかの 2 点についてお示しください。

3. 別紙文書の「【延総務第 482 号での市長の指摘事項について】2. 後段部分について

て（P 2～P 4）」中の「当時の議長が通常業務を全く行うことができなかった状況」との点について、別紙文書中の当時の松田議長の職務遂行状況に関する議長の指摘を踏まえて、現時点での市長の認識をお示してください。

なお、現時点においても、引き続き「当時の議長が通常業務を全く行うことができなかった状況」との認識で変わりがない場合には、①議長が議長室に登庁し、協議・決裁を行うことは議長の「通常業務」に当たらないのか。②市長又は市当局の職員が当時の松田議長の執務状況について、松田議長本人や議会事務局職員等に確認を行っているのか（確認を行っている場合、誰が誰に対して確認を行っているのか）の2点についてお示してください。

4. 別紙文書の【延総務第 482 号での市長の指摘事項について】2. 後段部分について（P 2～P 4）」中の「議長の権限が付与されていない」との点について、別紙文書中の「議長の事故ある時の副議長の職務代行」に関する議長の指摘を踏まえて、現時点での市長の認識をお示してください。

なお、現時点においても「議長の権限が付与されていない」との認識で変わりがない場合には、①「議長の権限が付与されていない」との指摘の法的根拠、②市長が本会議で発言されている「議長の職務代理者」の法的根拠の2点をお示してください。

5. 別紙文書の【延総務第 482 号での市長の指摘事項について】2. 後段部分について（P 2～P 4）」中の「守秘義務も課せられていない当時の副議長が関与して（中略）疑問に思わざるを得ない」との点について、別紙文書中の「議長及び副議長の守秘義務」に関する議長の指摘を踏まえて、現時点での市長の認識をお示してください。

なお、現時点においても「守秘義務も課せられていない当時の副議長が関与して（中略）疑問に思わざるを得ない」との認識で変わりがない場合には、①「議長と副議長の法的な守秘義務の違い」及び②「議長に事故ある時に、副議長以外の誰が議会事務局人事に関与すべきなのか」をあわせて、お示してください。

【令和 6 年 11 月 21 日付延総務第 482 号による提出資料（市の顧問弁護士との協議内容が確認できる記録等）に関する確認事項】

6. 令和 6 年 11 月 21 日付延総務第 482 号で提出された「市の顧問弁護士との協議内容が確認できる記録等」では、市と顧問弁護士との間において「令和 6 年 3 月 13 日付【延議第 787 号】に『議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治

法、地方自治制度に反した内容が記載されている』ことに関する協議を行ったことが確認できる協議記録がありませんが、市長の「議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている」との指摘については、市の顧問弁護士の見解を確認した上での指摘でしょうか。（市の顧問弁護士も同じ見解でしょうか。）

仮に、顧問弁護士の見解が市長の見解と異なっている場合には、顧問弁護士の見解をお示しください。また、そもそも顧問弁護士の見解を確認していない場合には、改めて顧問弁護士への照会を行い、その結果をお示しください。

【「ねつ造と思わざるを得ない」との見解に至った経緯や時期等に関する確認事項】

7. 市長の「ねつ造と思わざるを得ない」との指摘については、口頭での発言のみで、議長に対して文書での指摘がありません。①そもそも市当局において「ねつ造と思わざるを得ない」との見解が文書で起案・決裁されているのかお示しください。（起案・決裁文書が存在する場合には、地方自治法第100条第1項に基づき記録として送付を求めます。）

また、起案・決裁を行っていない場合には、②いつの時点で、どのような経緯で「ねつ造と思わざるを得ない」との見解に至ったのかお示しください。

〈送付を求める記録（再掲を含む）〉

1. 「令和6年3月13日付【延議第787号】に『議長に任免権のない総務部の職員に発令を行うという地方自治法、地方自治制度に反した内容が記載されている』との市長の認識」に関する市顧問弁護士との協議記録（または市顧問弁護士の見解が記載されている書面等）
2. 令和6年4月1日付議会事務局職員人事に関して、市当局において「議長名で作成された文書が『ねつ造と思わざるを得ない』との見解に至った理由や経緯等が分かる起案・決裁文書等

以上

5. 上記（令和7年2月21日付け「延議第871号」）に対しては、市長より令和7年3月10日付け「延総務第610号 令和7年2月21日付け延議第871号に対する対応について」の

文書が議長宛に提出されたが、下記の記述により、本委員会が示した具体的事項に対する回答を拒否する内容となっている。

【令和 7 年 3 月 10 日付け「延総務第 610 号」記載内容】

令和 7 年 2 月 21 日付け延議第 871 号に別紙として添付されている令和 7 年 2 月 14 日付の貴殿からの市職員の不適正な事務処理及び市長の不適切発言等に関する調査特別委員会に対しての報告文書において、「公文書ねつ造の事実はなかった」旨の弁明がされているようですが、前市議会議長、前市議会副議長及び議会事務局職員に対する調査は、当事者が自ら行うのではなく、議会特別委員会（100 条委員会）において調査を行い、当時の議長、副議長及び議会事務局職員が処理を行ったそれぞれの事務について、どの法令のどの規定に基づいて行ったのか、また、法令の根拠がないにも関わらず行っていたのかなど法令の関係条文に照らして、一つひとつ、その根拠の有無を明らかにしながら実施すべきであります。

また、当職の「ねつ造と思わざるを得ない」という発言は、「ねつ造した」と断言していないことから不適切な発言ではないため、市職員の不適正な事務処理及び市長の不適切発言等に関する調査特別委員会の調査対象にはなり得ません。

したがって、貴職からの令和 7 年 2 月 21 日付け延議第 871 号で請求のあった照会事項について、回答は行いません。

6. 上記（令和 7 年 3 月 10 日付け「延総務第 610 号」）による市長の回答拒否については、市長が「回答を行わない」のではなく、「根拠を示した回答を行なえないのではないか」とも推察できることや、3 月 21 日の定例会最終日までに、この照会内容に対する市長の見解を最終的に確認する必要があることから、「本委員会が説明を求める事項に対して、回答期限までに市長から明確な根拠等の説明及び市顧問弁護士の見解が得られない場合には、本委員会として『市長は、明確な根拠を持たない状態のまま、市顧問弁護士の見解も確認せずに、公の場で「ねつ造」との発言を行っている』と判断せざるを得ない」との表記とともに、下記の補足事項を示した上で、3 月 17 日の午後 5 時を回答期限として、再度、議長を通じて、照会事項への回答を、市長に請求した。（令和 7 年 3 月 13 日付け「延議第 930 号」）

【令和 7 年 3 月 13 日付け「延議第 930 号」記載内容】

貴職が指摘しているとおり、本件に対する調査は現在 100 条委員会で行っており、今回の照会事項の請求は、同委員会が調査の一環として、貴職及び当時の議長、副議長双方の見解等を比較、検討する目的で行っているものであります。（地方自治法の規定上、同委員会名での請求ではなく、同委員会の請求に基づき議長名での請求となっております。）

また、ご指摘の当時の議長、副議長及び議会事務局職員が行った事務の法的根拠については、すでに「令和 6 年 9 月 30 日付け 延議第 498 号」で貴職にお示ししているとおりであります。

さらに、貴職においては「自身の発言内容は 100 条委員会の調査対象になり得ない」と指摘されておりますが、本市議会では、令和 6 年 10 月 4 日の本会議において「決議第 5 号 市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会の名称変更及び調査事項の追加に関する決議」を可決しており、同決議中において「読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為並びに令和 6 年 4 月 1 日付け議会事務局職員人事異動に関する事項」を同委員会の調査事項に追加しております。

したがって、令和 6 年 4 月 1 日付け議会事務局職員人事異動に関する貴職の発言内容については、同委員会の調査対象であることは明白であります。

以上のことから貴職においては、請求内容に対する回答及び記録の提出を行っていただきますよう再度お願いするとともに、繰り返しとなりますが、期限までに貴職より明確な回答が得られない場合には、同委員会として前述の判断を行わざるを得ないとの申し出があっていることを申し添えておきます。

なお、貴職においては「ねつ造と思わざるを得ない」と発言されたと主張されておりますが、令和 6 年 3 月 26 日の記者会見での貴職の発言について、翌 3 月 27 日の新聞報道では「ねつ造と思う」、「ねつ造に等しい」と発言したと報道されております。「ねつ造と思わざるを得ない」と「ねつ造と思う、ねつ造に等しい」では意味合いが違うと考えられ、場合によっては新聞報道が誤報である可能性もありますので、正確な発言内容について、調査、確認の上、改めて議会にご報告いただきますよう、あわせてお願いしておきます。

7. 上記（令和7年3月13日付け「延議930号」）による再度の請求に対して、市長から下記のとおりの回答があった。（令和7年3月17日付け「延総務633号」）

しかしながら、「下記の理由により、そもそも当方は調査対象になり得ず、当方が回答することにはならない。」とのことで、依然として、本委員会が求めている照会事項に対して回答は行わずに、自身の考えを述べるだけの内容となっている。

【令和7年3月17日付け「延総務第633号」記載内容】

貴台からの令和7年3月13日付け延議第930号の照会については、下記の理由により、そもそも当方は調査対象になり得ず、当方が回答することにはならない。

このことは既に令和7年3月10日付け延総務第610号で回答しているが、当方の回答内容を3月13日の100条委員会で公表・説明せず、100条委員会の委員の一人が質問したにも関わらず説明しなかったとのことであり、そのことに對し、強く抗議する。

1. そもそも当方は令和6年3月13日付け文書（延議第787号）を受け取っただけに過ぎず、調査対象になり得ない。調査対象は当時の議長・副議長・議会事務局職員である。

そもそも当方が「捏造と思わざるを得ない」と述べた原因は、令和6年3月13日付けの議長名の文書（以下「延議第787号文書」という）にある。延議第787号文書は専ら議会側が作成したもので、当方はその作成に一切関与していない。

つまり、調査すべきことは、延議第787号文書がどのように作成されたかについて、文書の「作り手」である当時の議長・副議長・議会事務局職員を調査すべきなのであって、「受け取り手」である当方を調査することになるはずがない。

（当方は受け取っただけで、迷惑を被った側であるにすぎない。）

延議第787号文書においては、議長の人事権の及ばない総務部職員が発令されていた。長年議員として豊富な経験を有する当時の議長がまさかそのような地方自治法・地方自治制度を無視した文書を作成するはずがないと考えるのは自然なことであり、だから当方は「捏造と考えざるを得ない」と言ったのである。

そもそも100条委員会では「令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項」を調査事項としているが、それについては何も調べていないにもかかわらず、当方を調査しようとすることは、議会が決定した事項を調査していないことになる上、上記の理由から当方を調査することは筋違いであり、調査の必要性があるはずがない。

したがって、100 条委員会においては、なぜ延議第 787 号文書のような地方自治法・地方自治制度に反する文書が作成・発出されたのかについて、地方自治法第 100 条に基づき、当時の議長・副議長・議会事務局職員を出頭させ、証言させる形で 100 条委員会の各委員が調査すべきである。議会事務局職員からの聴取りのみで済ますという「身内に甘い」調査は、これまでの 100 条委員会での市長部局職員に対する調査とは明らかに均衡を欠いており、許されない。

また、2. で後述するように、延議第 787 号文書及びその後当方と交わした文書は、その作成過程に疑問があり、法令に基づかない、不適切な事務処理により作成されていたと思われるを得ないため、それについても同様に 100 条委員会において当時の議長・副議長・議会事務局職員の出頭を求めて調査すべきである。

なお、議会側は延議第 787 号文書は発令ではないと主張しているようであるが、文書中で「発令を行いますので通知いたします」と明記していること、また夕刊デイリー社の取材に対し発令したと説明していること（令和 6 年 3 月 26 日記事参照）からも、発令ではないという主張は事実と異なっている。

2. 議会の事務処理の不適切さこそを明らかにする必要がある

延議第 787 号文書は、当時の議長が病気のため出勤していない中、作成され、当時の副議長が当方に持参した。

しかしながら、副議長には、そもそも議長の権限を代わりに行使する権限はない。

すなわち、副議長の権限は地方自治法第 106 条に規定されており、それによれば、副議長は議長に事故があるとき又は議長が欠けたときのみに議長の職務を行うこととされているが、当時議長は病気ではあったものの職務代行者を設けておらず、文書は全て議長名で作成されている。また、これまでの議会側からの説明でも、議長とは連絡はとれていたとのことであるため、地方自治法第 106 条に規定されている状況にはなかった。

そもそも議会事務局職員の人事権は議長にのみあり、他の者が議長に成り代わって行使することはできないことから、この副議長の行為は法令で認められていない行為である。

また、令和 6 年 3 月 13 日以降、当方は議会と文書を複数回交わしたが、いずれも議長が不在の中、副議長が議長に成り代わって決裁し議長名の公印を押し提出している。（当時の副議長自身が「自分が代わりに決裁し押印した」と述べている。）これも法令では認められていない行為である。

何の権限もない副議長が個人情報扱う人事の仕事に関わり、意思決定を行っていたことは極めて問題である。

また、事務局職員の事務も法令に基づかない処理が行われていたと考えざるを得ない。

市長部局の場合は、「延岡市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例」第3条に基づき、市長の権限に属する事務を分掌することとして、総務部の職員が人事案を検討することが認められているが、議会事務局職員については、そのような条例はなく、議長の持つ人事の権限は議会事務局職員には認められていない。(このため、議長が自ら市全体の人事の均衡を見渡しながら議会事務局の人事案を検討しまとめることが実際には困難であることから、これまで、本市でも、また全国の地方自治体においても、市長部局側が人事業務を行っているところである。)

議会事務局職員については、「延岡市議会事務局処務規程」第2条第2項に「職員の人事及び服務に関すること」が総務係の事務として位置づけられているが、「処務」とは、「分掌」と異なり、人事案の検討や人事に関する意思決定については、唯一人の人事権者である議長の判断・指示に従った事務処理を行うことだけを指すのであり、議会事務局職員が議長に成り代わって人事案を検討する権限を規定してはいない。

つまり、議長が不在のときに、議長に成り代わって、人事案を検討し、電話で議長の下承を得たからと議長印を押した公文書を作成する権限は、副議長にも、議会事務局職員にもない。

さらに言えば、人事以外にも、このような、法令に基づかない事務処理を長年にわたり慣行として行っている可能性があり、そのような不適切な事務処理が行われていなかったかについても徹底的に解明する必要がある。

そして、その解明は、当時の議長・副議長・議会事務局職員に出頭を求める形で100条委員会において調査すべきである。

なお、議会側のこれまでの説明から、市長部局における各部と議会事務局の権限、また副市長と副議長の権限がまるで同様であるかのような誤解を議長・副議長・議会事務局職員が抱いているかのように思われる。

しかしながら、市長部局の各部と議会事務局の権限も、副市長と副議長の権限も、下記のように、法令上大きく異なっており、この点からまず議会側の認識を改める必要があるものと考えられる。

(参考)

	市長部局	議長・議会
--	------	-------

職員が人事案を検討する法的根拠	延岡市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例第3条 (市長の権限に属する事務を各部に分掌させている)	議長以外の者が案を検討する法的根拠はない (議長の権限は事務局に分掌されていない)
副市長または副議長が人事業務に従事する法的根拠	地方自治法第167条第1項 (市長を補佐し、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、長の職務を代理することが規定されている)	副議長が従事する法的根拠はない (副議長は地方自治法第106条により、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときのみ議長の職務を行う)

※なお、上記内容のうち「このことは既に令和7年3月10日付け延総務第610号で回答しているが、当方の回答内容を3月13日の100条委員会で公表・説明せず、100条委員会の委員の一人が質問したにも関わらず説明しなかった(3～5行目)」の部分について、同日の本委員会では、市長から受領していた「令和7年3月10日付け延総務第610号」の写しを全委員に配付し、議会事務局職員が内容を説明していることから、事実と異なる内容である。

このことについては、令和7年3月17日付で議長から市長に対して「抗議の撤回と謝罪」及び「同日の本委員会に出席していない市長に事実と違う本委員会の議事内容が伝わった経緯の説明」を文書により求めている。

【本件に関する今後の調査方針】

上記1～7の経緯で本委員会として、市長側及び議会側の見解を確認してきたが、最終的に市長が「自身は本件の調査対象になり得ず、回答することにはならない」との理由で、回答拒否している状態となっている。

本委員会としては、令和7年3月18日の委員会において、3月定例会最終日の本会議での委員会の中間報告において、本件に関する委員会としての判断を示すことも視野に中間報告の内容や今後の調査のあり方についての協議を行った。

その結果、議会側が書面で示した見解に対する市長の見解を書面で求めているが、市長より「本件については、当時の議長や副議長、議会事務局職員が調査対象であって、自身は調査対象ではない」との理由により、文書による回答が得られない中、委員会としては、当時の議長や副議長、議会事務局職員に尋問を行い、その上で、受け取った文書に関して「ねつ造」との発言を行った市長には、当然自身の発言に対する立証責任があることから、市長に対する尋問

を行う必要性が出てきたので、今回の中間報告では委員会としての判断を示さずに、さらに追加の調査を行うこととなった。

第 11 おわりに

はじめに、総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項については、結果として、令和 3 年度中に公物窃取が行われた可能性があるとの本委員会の指摘どおりの結果となった。

この件については、本委員会が指摘しなければ公にならなかった可能性が高い。

繰り返しになるが、市当局においては、令和 3 年度の当該職員の在籍課における備品管理の状況や当該職員の上司となる管理監督者の管理責任等について、改めて検証を行い、その検証結果については、遅滞なく議会に報告して頂きたい。

あわせて、令和 5 年度の事案発覚後の市当局による調査の過程において、当初の総務課法制系の当該職員に対する事情聴取の中で「令和 3 年度中に公物窃取を行った可能性を示唆する発言」があったにも関わらず、その後の職員課の事情聴取において「令和 3 年度の当該職員の在籍課の他の職員に事情聴取を行わなかったこと」や、「令和 3 年度の当該職員の在籍課の管理監督者と関係性の高い職員が事情聴取を行ったこと」の妥当性についても検証及び報告を行って頂きたい。

次に、読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為に関する事項については、読谷山市長及び山本副市長に対する証人尋問が延期になったことにより、今回の報告に間に合わなかった。

延期後の両氏への証人尋問を 3 月 28 日に予定していることから、本件については、両氏への証人尋問後、令和 7 年度の早い段階で委員会としての最終報告を行いたい。

次に、令和 6 年 4 月 1 日付議会事務局職員人事異動に関する事項については、委員会として文書で得られた市長側の見解を松田前議長も含めた議会側に示し、そこで得られた議会側の見解に対する市長の見解を再度文書で請求したが、先述の理由により市長が回答を拒否している状態となっている。

本件については、委員会として、市長側、議会側双方に対して文書で見解を求めながら調査を進めてきたが、市長側から文書で再度の見解が得られない状態となったため、引き続き、関係者に対しての証人尋問などの調査を続けることとなった。

市長は、「当方は（文書を）受け取っただけで、迷惑を被った側であるにすぎない。」と主張しているが、そもそも本件が本委員会の調査対象になったのは、受け取った文書に対して、市長自身が「ねつ造」との発言を行ったことが一番の要因であることを指摘しておくとともに、本件についても、引き続き調査を行った上で、令和 7 年度の早い段階で委員会としての最終報告を行うこととしたい。